

自動車リサイクル法の引取業、フロン類回収業の自治体登録の更新について

自動車リサイクル法が平成17年1月に本格施行され、現在、使用済自動車の取扱いはこの自動車リサイクル法に基づき実施されておりますが、入口の役目を担う引取業、使用済自動車からフロンを回収するフロン類回収業は自治体の登録制度となっており、登録を継続するためには5年ごとに更新申請が必要となっております。

引取業またはフロン類回収業として登録されている事業場は、自治体（県または下関市）から登録番号通知書が送付されており、登録番号、登録年月日が記載してありますので、登録番号及び有効期限日（登録年月日から5年を満了する日）の確認をお願いします。

特に、自動車リサイクルシステムに登録し、引取業として使用済自動車の引取・引渡（フロン類回収業にあっては使用済自動車からのフロン回収）等を行なっている事業場においては、引き続き業務を行うためには有効期限日までに必ず更新手続きを行なうことが必要ですのでご注意ください。

更新手続きは有効期限日の1ヶ月前から可能ですので、該当する事業場は管轄の自治体窓口（別紙）で更新手続きを行なっていただきますようお願いします。

なお、自動車リサイクル法では事業者単位での登録となりますので、複数の事業所の登録更新を申請する場合には、本社等の主たる事業所を管轄する自治体窓口で手続きをすることになりますが、下関市の事業所については申請先が下関市になるため、下関市と下関市以外にそれぞれ事業所がある場合には別々に申請書を提出することが必要です。

引取業登録（更新）に必要な申請書、窓口一覧、添付書類、記載例等が必要な方は次ページ以降印刷してご利用下さい。（フロン類回収業についての申請書が必要な場合は当会事業課までご連絡下さい。TEL 083-924-8123）

登録（更新）方法についての詳細、登録番号、登録年月日等の登録内容について不明なことがありましたら管轄の自治体窓口（環境保健所・下関市は下関市環境保全課）までお問い合わせ願います。

<参考>

自治体から送付されている登録番号通知書には1．登録事業者名、2．事業者住所、3．登録番号、4．登録年月日、5．事業所名及び所在地（引取業の場合は引取業を行う事業所、フロン回収業の場合は回収業を行う事業所である旨）が記載してあります。

（例） 登録番号 20351*****（11桁数字）
登録年月日 平成 年 月 日

有効期限日は登録年月日から5年間です。例えば登録が平成25年7月20日であれば有効期間は平成30年7月19日となるため、6月20日から7月19日までの間に更新手続きを行なうことが必要。（期間内に更新手続きを行なわなかった場合には、登録が失効することとなり自治体への再登録及びリサイクルシステムへの再登録が完了するまで業務を行うことができません。）

引取業に登録している場合、登録更新に必要な書類等

引取業者登録更新申請書 2部提出（1部はコピー可）

添付書類等

- 1 法第45条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面 …… 2部
「欠格要件に関する誓約書」（引取業者）に記載して添付 （1部はコピー可）
- 2 申請者が個人である場合は、発行日から3ヶ月以内の住民票（本籍記載のもの）…… 2部
 外国人の場合は外国人登録証明書 （1部はコピー可）
- 3 申請者が法人である場合は、発行日から3ヶ月以内の登記簿の謄本（履歴事項全部証明書）
 …… 2部（1部はコピー可）
- 4 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類（事業所ごと） …… 2部
申請書の確認する体制の2に をした場合、在籍している自動車整備士（3級以上）の合格証書の写し（1名分）を添付すること。（中古車査定士資格証、整備士手帳等の写しでも可）
 なお、1に をした場合、確認方法の書面を添付すること。
- 5 複数の事業所を登録（更新）する場合には申請書の事業所の名称及び所在地以下を記載した一覧表を別紙で添付（記載例参照）…… 2部
- 6 交付されている「登録通知書」があれば添付のこと。

申請書及び添付書類の「欠格要件に関する誓約書」は様式が同封してありますので必要数をコピーしてご使用下さい。（下関市については別途必要となる役員名簿の様式がありますので、必要な方は下関市環境保全課へご連絡願います。）

不明の事項がありましたら、書類提出先となる管轄の自治体窓口へお問い合わせ下さい。

引取業申請手数料（更新時） 3,500円

更新手続きの窓口が環境保健所（下関市以外）である場合は、3,500円分の山口県収入証紙を申請書に添付して納付して下さい。（下関市については納付書により納付）
 リサイクル法では、事業者単位での申請となるので、複数事業所の更新申請であっても、手数料は3,500円です。 県証紙は保健所窓口等で購入可能です。

< 複数事業所を登録する場合に添付する事業所一覧表記載例 >

事業所の名称及び所在地	
名 称	自動車株式会社 営業所 事業場の名称を正確に記載のこと。
所在地	(郵便番号) - 市 町 丁目 番 号 電話番号 - -
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	
1 確認するための方法を記載した書類を有しています。	
② エアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者がいます。	
事業所の名称及び所在地	
名 称	自動車株式会社 営業所
所在地	(郵便番号) - 市 町 丁目 番 号 電話番号 - -
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	
1 確認するための方法を記載した書類を有しています。	
② エアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者がいます。	

下関市と下関市以外の両方に事業場がある場合には、下関市と下関市以外に分けて別々に作成し、下関市分は下関市環境保全課、下関市以外は主たる事業場を管轄する保健所へ提出すること。

（下関市と下関市以外に別れる場合にはそれぞれの申請書に添付書類が必要。）

複数の事業所について、在籍している自動車整備士の合格証書の写し等（1名分）を添付するときには、その上余白に所属事業場名を記入すること。

記載例（引取業）

引取業者登録の更新申請書

登録番号は11桁の数字です。

※登録番号及び登録年月日は、自治体から送付されている「登録予定番号通知」又は「登録通知書」に記載してあるものを記入すること。

※登録番号	○○○○○○○○○○○○○
※登録年月日	平成○○年 ○月 ○日

平成○○年 ○月 ○日

山口県知事

様 ※下関市の事業場は下関市長宛となる。

(郵便番号) ○○○-○○○○

住 所 法人の場合は法人登記の住所、名称
代表者氏名記載

氏 名 個人の場合は住民票の住所、氏名 (印)
(法人にあっては、(個人は個人名印、法人は代表者印)
名称及び代表者の氏名)

電話番号 ○○○-○○○-○○○○

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	役職名
※法人は必ず役員全員を記入し、法人登記の役職名を記入する。 この欄に記入しきれない場合は別紙として役員氏名及び役職名を記載して添付する。 ふりがな ○○ ○○ ○○ △△ ○○ □□	
	代表取締役 取締役 監査役
法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）	
氏 名	※事業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合記載
住 所	(郵便番号) 電話番号
法定代理人の名称及び住所並びに代表者の氏名（未成年であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	
名 称	※事業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合記載
代表者の氏名	
住 所	(郵便番号) 電話番号
法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	
氏 名	役職名
※事業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合記載	

事業所の名称及び所在地 ※事業場の名称、所在地を正確に記載のこと。	
名 称	○○自動車株式会社 ○○工場 ※複数の事業場を登録する場合には、事業場名称以下を一覧表にして別紙として添付。
所在地	(郵便番号) ○○○-○○○○ ○○市○○町○丁目○番○号 電話番号 ○○○-○○○-○○○○
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	
1 確認するための方法を記載した書類を有しています。 ② エアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者がいます。	

- 備考
- 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

事業所の名称及び所在地	
名 称	
所 在 地	(郵便番号) 電話番号
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	
1 確認するための方法を記載した書類を有しています。 2 エアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者がいます。	

- 備考
- 1 印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

【添付書類】

- 1 法第45条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面
- 2 引取業登録申請者が個人である場合においては、住民票の写し(本籍地の記載されたもの。外国人の場合、国籍等の記載されたもの)
- 3 引取業登録申請者が法人である場合においては、登記事項証明書
- 4 引取業登録申請者が未成年者であり、その法定代理人が個人である場合においては、その法定代理人の住民票の写し(本籍地の記載されたもの。外国人の場合、国籍等の記載されたもの)
- 5 引取業登録申請者が未成年者であり、その法定代理人が法人である場合においては、その法定代理人の登記事項証明書
- 6 引取業登録申請者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類

【留意事項】

申請書の「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」欄は、該当するものの番号を丸印で囲むこと。

山口県収入証紙貼り付け欄

欠格要件に関する誓約書 [引取業者]

使用済自動車の再資源化等に関する法律第45条第1項に規定する欠格要件（条文引用）

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 この法律、フロン類回収破壊法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 第51条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 4 引取業者で法人であるものが第51条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 5 第51条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 引取業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

申請者は、前記のいずれにも該当しないことを誓約します。

平成 年 月 日

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印

＜自動車リサイクル法自治体登録手続き窓口＞

名 称	所 在 地	電 話 番 号	管 轄 区 域
岩国健康福祉センター (廃棄物・環境指導班)	〒740-0061 岩国市三笠町1丁目1-1	(0827) 29-1528	岩国市・和木町
柳井健康福祉センター (環境薬事班)	〒742-0032 柳井市古開作中東条658-1	(0820) 22-3631	柳井市・周防大島町・上関町・田布施町 ・平生町
周南健康福祉センター (廃棄物・環境指導班)	〒745-0004 周南市毛利町2丁目38	(0834) 33-6429	周南市・下松市・光市
山口健康福祉センター (廃棄物・環境指導班)	〒753-8588 山口市吉敷下東3丁目1-1	(083) 934-2536	山口市・防府市
宇部健康福祉センター (廃棄物対策班)	〒755-0031 宇部市常盤町2丁目3-28	(0836) 31-3200	宇部市・山陽小野田市・美祢市
長門健康福祉センター (環境薬事班)	〒759-4101 長門市東深川1344-1	(0837) 22-2811	長門市
萩健康福祉センター (環境薬事班)	〒758-0041 萩市江向531-1	(0838) 25-2666	萩市・阿武町
下関市環境部廃棄物対策課	〒751-0847 下関市古屋町1丁目18-1	(083) 252-7152	下関市

登録の更新は有効期限日（登録年月日から5年を満了する日）の1ヶ月前から手続きが出来ます。引取業またはフロン類回収業の業務を行っている場合には、必ず有効期限内に更新申請書の提出をして下さい。（リサイクルシステムの更新は自治体への手続き完了後、システム画面上に表示された「更新申請済ボタン」をクリックして行ってください。）

なお、有効期限内に更新申請を行わなかった場合、登録が失効することとなり、再登録が完了するまで業務を行うことができません。